

事業コード	54010202			政策コード	18	政策名	経済雇用対策					
事業名	小規模事業者若年雇用推進事業			施策コード	01	施策名	経済雇用対策					
				指標コード	02	施策目標(指標)名	経済雇用対策(平成25年度~)					
部局名	産業労働部	課室名	産業政策課	班名	団体・金融班		(tel)	2217	担当課長名	水澤 聡	担当者名	畠山隼輔

評価対象事業(計画)の内容

事業年度 平成25年度 ~ 平成26年度

1. 事業立案の背景(施策目標の達成のために今なぜこの事業が必要なのか)  
 県内企業の約9割を占める小規模事業者は、人力的・時間的な制約から人材確保が難しい。また、雇用情勢が改善傾向にある中では、人材の中でも若年者の確保はさらに困難となり、この状態が継続すると、小規模事業者が培ってきた技術や経営資産が失われ、県内の経済・雇用に与える影響は大きいことが予測される。したがって、小規模事業者への支援を行うことで、若年雇用の推進を図る必要がある。

3. 事業目的(どのような状態にしたいのか)  
 小規模事業者の若年雇用等に関する情報収集のほか、職場体験や求人にかかる支援等を行うことで小規模事業者における若年者の人材確保が進み、もって県内雇用が拡大することを目的とする。  
 (重点施策推進方針との関係) 重点事業として要望 その他事業として要望

2. 住民ニーズの状況  
 ニーズを把握した対象  
 受益者 一般県民 (時期: 年 月)  
 ニーズの把握の方法  
 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット  
 その他の手法 (具体的に )  
 ニーズの具体的内容

4. 目的達成のための方法  
 事業の実施主体 県(委託先:商工団体)  
 事業の対象者・団体 小規模事業者、若年者  
 達成のための手段  
 県内6商工会議所と11商工会に「若年雇用推進員」を配置し、企業訪問を通じた情報収集、関係機関への情報提供による職場体験等の支援、求人票作成にかかる指導等を行う。

小規模事業者においては求人募集を行っても応募が無く、質の高い若年者の確保が困難という声がある。

比較した代替手段及び選択した手段の有効性  
 小規模事業者は人力的・時間的な制約により、若年者の人材確保に経営資源を集中させることが困難であることから、若年雇用推進員による関係機関への情報提供や、求人票の作成指導等の支援は若年者の人材確保のための一助となり、有効な手段である。

把握していない場合の理由及び今後の方針

理由

今後の方針

5. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	全体(最終)計画
01	小規模事業者若年雇用推進事業	「若年雇用推進員」を商工団体に配置し、小規模事業者の若年雇用に関する情報収集や相談等の支援により、若年雇用の推進を図る。	1,367	60,912					
財源内訳			1,367	60,912					
国庫補助金	緊急雇用創出等臨時対策基金		1,367	60,912					
県の債									
その他									
一般財源			0	0					

6. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

事業の期待される成果		小規模事業者における若年者の雇用者数増加							
指標	指標名	小規模事業者における若年者の雇用者数						指標の種類	
	指標式	若年雇用推進員の配置により、小規模事業者において新たに雇用される若年者数						成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	最終年度
	目標a			0	200				
	実績b	データ等の出典							
	東北 全国	産業政策課調べ							
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 05月 翌々年度 月									

指標	指標名								指標の種類
	指標式								成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	最終年度
	目標a								
	実績b	データ等の出典							
	東北 全国								
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標を設定することができない場合の効果の把握方法  
 指標を設定することが出来ない理由

見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

事業の必要性	
<p><b>現状の課題及び施策目的に照らした事業の必要性</b></p> <p>県内の約9割を占める小規模事業者は時間的・人的な制約から人材確保が難しく、加えて雇用情勢が改善傾向にある中では、若年者の確保はさらに困難となり、この状態が継続すると県内の経済・雇用情勢に与える影響は大きいと予測されることから、小規模事業者への支援を行い、若年雇用の推進を図る必要がある。</p>	
<p><b>住民ニーズに照らした事業の必要性</b></p> <p>小規模事業者においては求人募集を行っても応募が無く、質の高い若年者の確保が困難であるという声があることから、人材の確保を推進するために必要である。</p>	
<p><b>事業の県関与の必要性</b></p> <p>法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの                  民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの</p>	
<p>地域に根ざした小規模事業者を対象とするものであるが、全県的な活動が必要であることから、県が関与する必要がある。</p>	

政策評価委員会意見	重点事業の適合及び指標・目標値の適合性判定
	重点事業      その他